

# 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の 計画通知等に係る指定確認検査機関の活用

令和5年6月  
兵庫県



# 現行制度の概要

- ◆ **建築物を建築等する場合は、特定行政庁(※1)に置かれた「建築主事」又は民間の「指定確認検査機関」に申請し、確認を受ける必要がある。**  
(**建築確認(※2)**: 建築基準法第6条、第6条の2)

※1 建築物の建築等が行われる段階でその適合性を確認する建築主事を置く公共団体の長。(建築主事を置かない市町村の区域においては都道府県知事が特定行政庁となる。)

※2 国等以外の者が建築工事等に着手する前に建築主事又は指定確認検査機関に申請し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けること。

- ◆ 一方、国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「**国等**」という。)の**建築物**である場合には、**「建築主事」のみがその事務を行うこと**となっている。  
(**計画通知(※3)**: 建築基準法第18条)

※3 国等が建築工事等に着手する前に建築主事に通知し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受けること。

# 具体的な支障事例

- ◆ 近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、**大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、応急仮設住宅の建設、被災後のまちづくり計画等の立案等の復興業務に多くの人員を配置する必要がある。**

## 《阪神・淡路大震災での建築行政の復興業務例》

- 被災建築物応急危険度判定
- 被災建築物・被災宅地にかかる相談所設置・運営及び現地パトロール
- 建築基準法に基づく建築制限区域の指定及び  
仮設建築物に対する建築基準法適用除外区域の指定
- 応急仮設住宅の建設
- 「阪神・淡路都市復興基本計画」「ひょうご住宅復興3ヵ年計画」など復興計画の策定
- 各種復興事業等の都市計画決定  
(被災市街地復興推進地域、復興土地区画整理事業、復興市街地再開発事業)
- 被災マンション建替等の支援 など

【出典】兵庫県都市住宅部建築指導課 監修  
「阪神・淡路大震災と建築行政等の記録」より

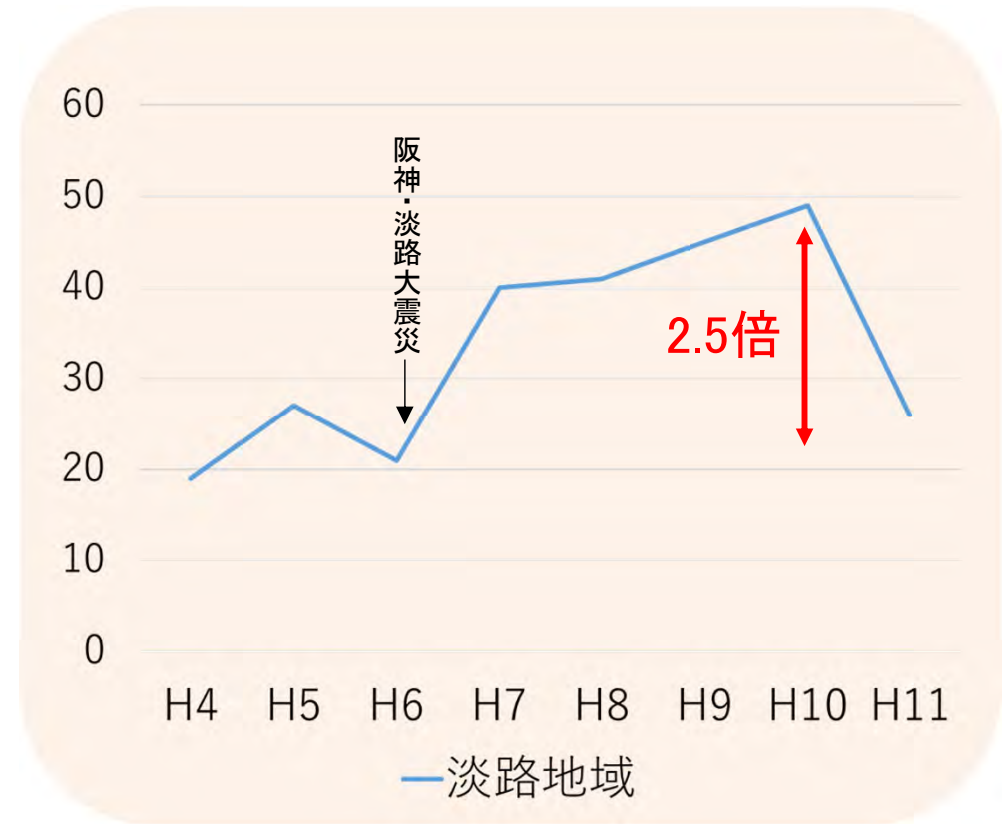
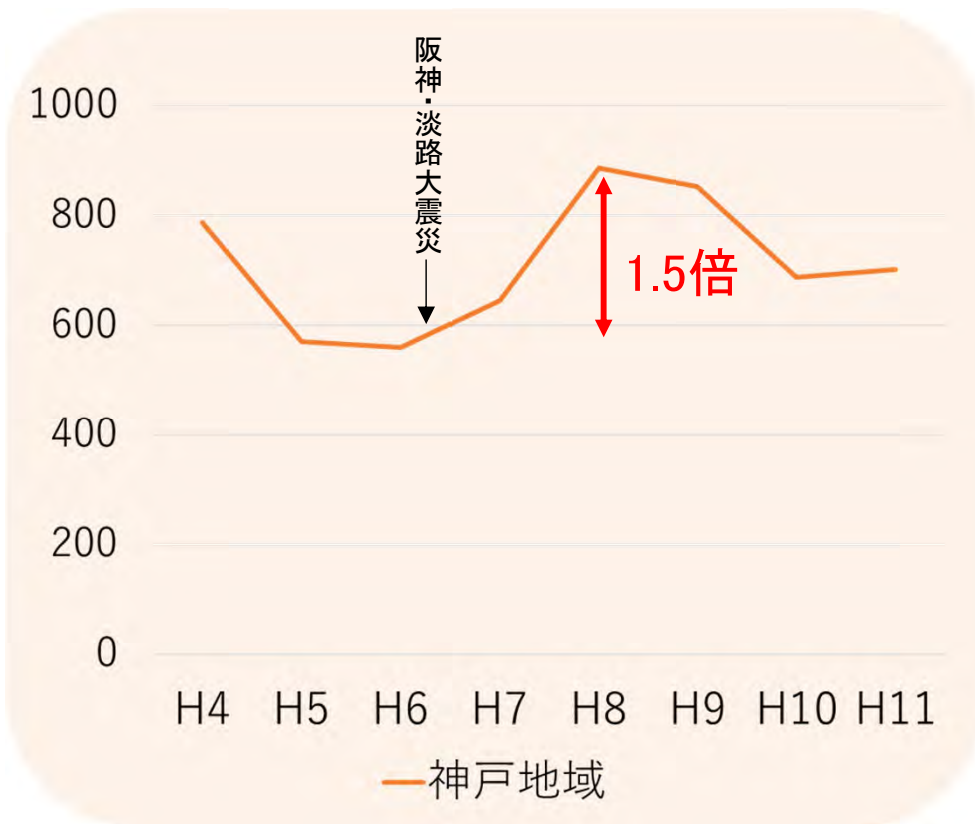
# 具体的な支障事例

- ◆ 被災後は公共施設や公営住宅、UR団地等についても**大きな建築需要が生じることとなるが**、現状ではこれらの**計画通知は**特定行政庁に置かれた**建築主事**で対応しなければならないと規定されていることから、前述の復興業務に迅速に対応することが困難となり、被災地の復興に遅れが生じる懸念がある。

≪ 阪神・淡路大震災での計画通知件数 ≫

発災前の最大2.5倍に増加

28



# 具体的な支障事例

(参考)

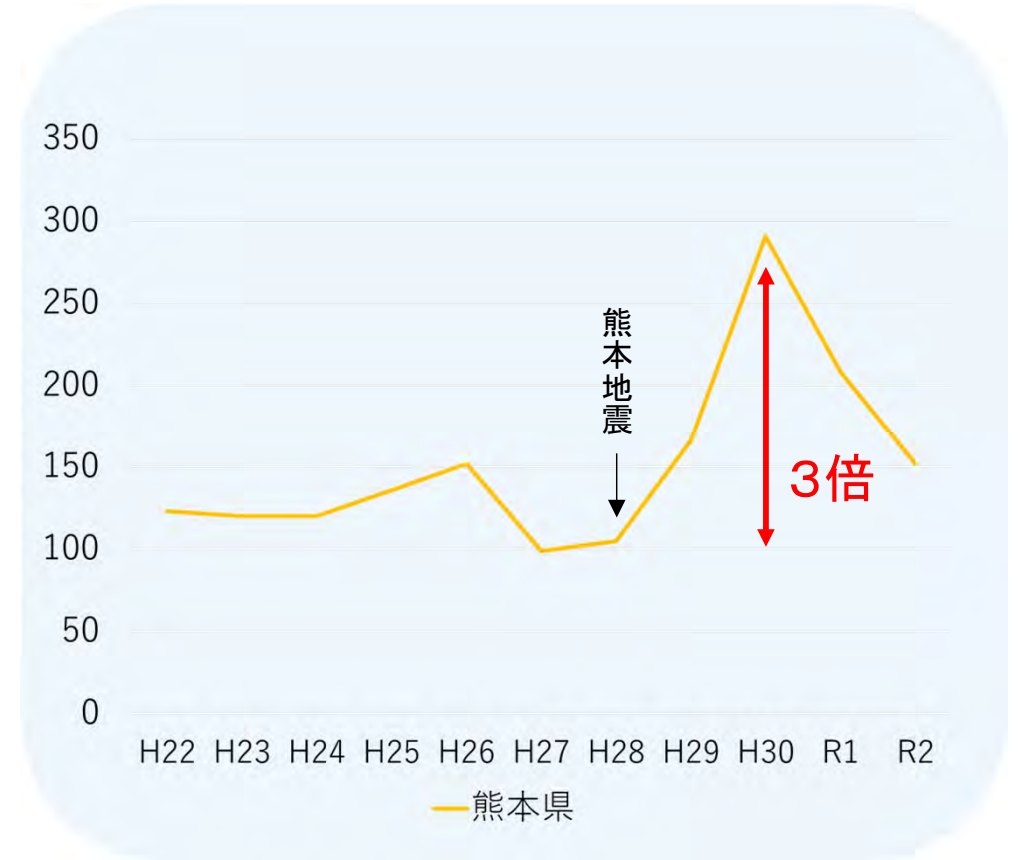
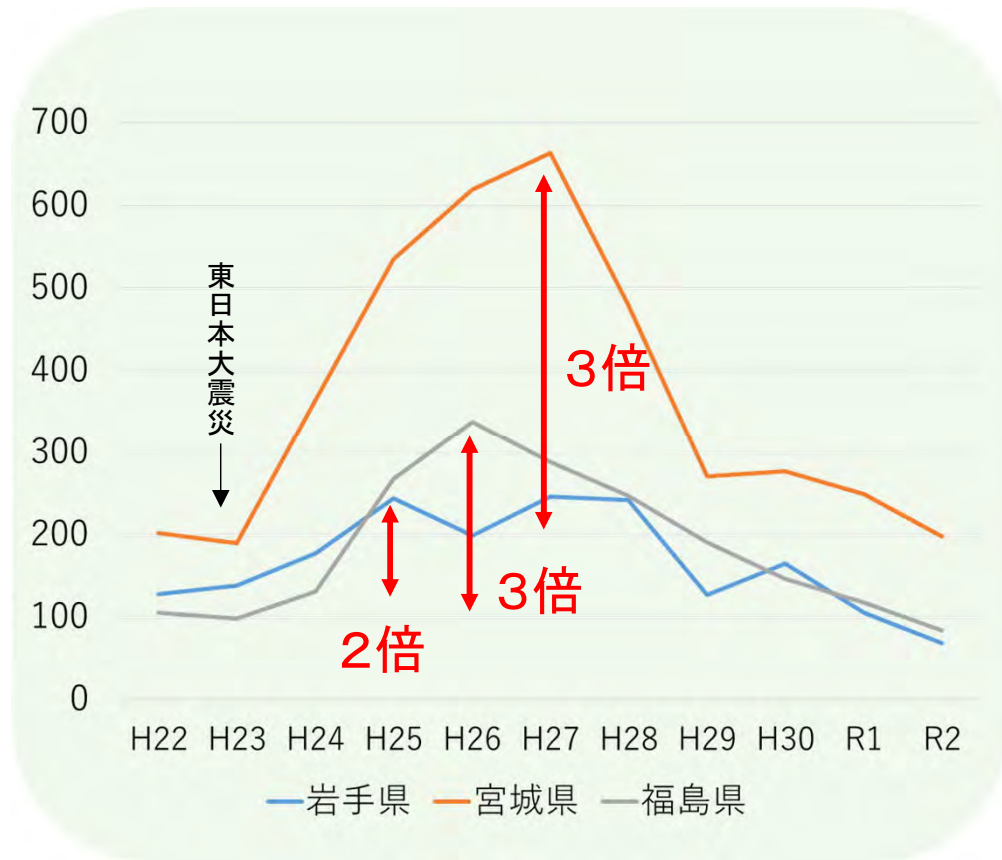
《東日本大震災での計画通知件数》

(参考)

《熊本地震での計画通知件数》

発災前の最大3倍に増加

29



※各被災県内の特定行政庁における件数の合計

【出典】国土交通省住宅局建築指導課  
「建築基準法施行関係統計報告集計結果表」より

# 求める措置

- ◆ 国等の建築物に係る**計画通知**について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を、**建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。**



30

## 【効果】

- ◆ 国等の建築物に係る審査・検査等の**業務負担が指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減**される。これにより、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、応急仮設住宅の建設、被災後のまちづくり計画等の立案等の復興業務に重点的に人員を配置し、**被災地の復興を効率的に推進することが可能**となり、住民サービスの向上が図られる。

※平時においては、公営住宅やUR団地等の大規模団地において建築需要が重なる等**短期的に件数が増加する場合などでも、その他の業務への影響を軽減**できると考えられる。

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

● 第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

● 第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画(前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

●第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十五項までの規定に定めるところによる。

2 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。(以下略)

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定(第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第十四項において同じ。)に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

(指定)

●第七十七条の十八 第六条の二第一項(第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第七条の二第一項(第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、第六条の二第一項の規定による確認又は第七条の二第一項及び第七条の四第一項(第八十七条の四又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の検査並びに第七条の六第一項第二号(第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。



# 地域再生エリアマネジメント 負担金制度に係る事務の主体及び 活動計画期間の見直しについて

33

令和5年6月26日

広島県

# 現状

○ DMO(観光地域づくり法人)は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。

○ 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMOを核とする観光・ブランドづくりを推進している。(観光庁「DMOに関する取組みの現状について」平成30年11月7日より)

34

○ 観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は重要となっている一方で、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」等においてもDMOが安定的かつ継続的な活動を行うための財源の確保が課題として挙げられている。

○ 2018年に地域再生法が一部改正され、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図るために「地域再生エリアマネジメント負担金制度」が創設されているが、市町村域を越えて活動するDMO等の団体が制度を活用する場合、制度を運用するための手続が煩雑となり、実務上活用が困難となっている。

# 地域再生法（地域再生エリアマネジメント負担金制度）の概要

## 1 事務の実施主体について

地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付は、**「市町村」が実施主体と規定されている。**

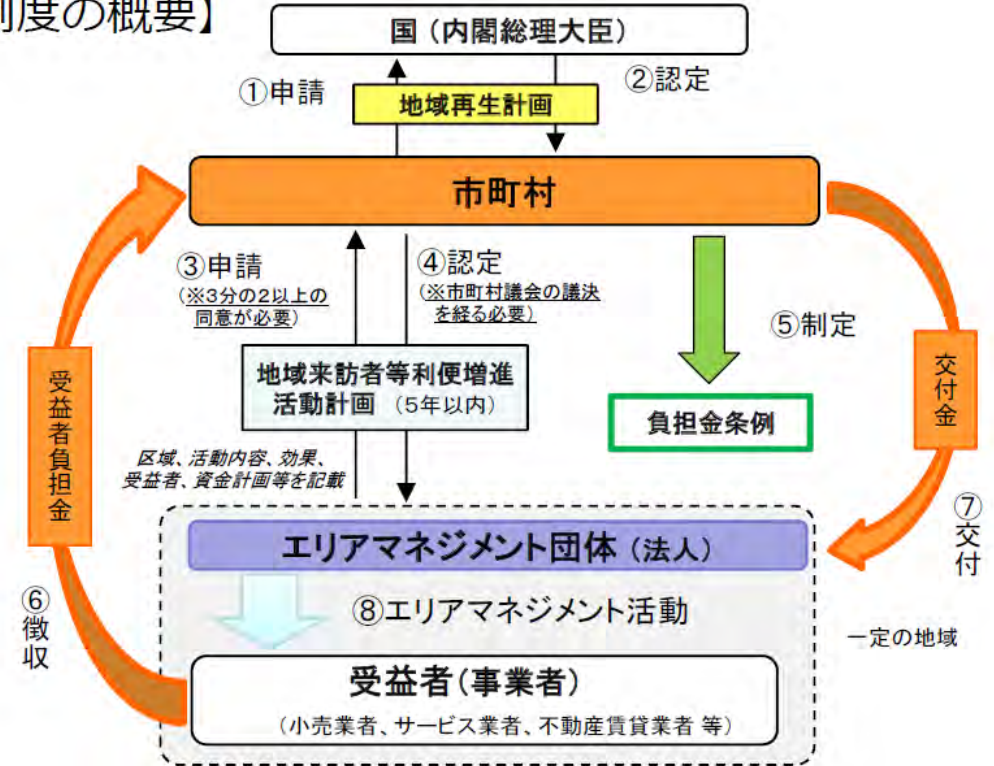
35

地域再生法 該当箇所	記載内容
第17条の7第1項、第9項	計画の認定
第17条の8第2項	条例の制定
第5条第4項第6号 第17条の8第1項	負担金の徴収
第18条の9第1項	交付金の交付

## 2 活動計画期間について

地域来訪者等利便増進活動計画期間は**5年を超えないものに限られている。**  
(地域再生法第17条の7第2項)

【制度の概要】



内閣官房・内閣府総合サイトより

# 支障事例

## 1 事務の実施主体について

地域再生法において、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されており、市町村域や県域をまたがるエリアをマネジメントするDMO等の団体が本制度を活用する場合、手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難である。

- 38 【実例】 兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうちDMO」を形成し、情報発信や魅力発信等の事業を広域で取り組んでいるが、活動資金の制約があることから本制度を導入することで、域内の受益事業者から負担金を徴収し、継続的に事業に取り組める環境を整えたい意向がある。しかしながら活動エリアが広域であるため手続が煩雑であり、導入することが制度上困難となっている。

## 2 活動計画期間について

地域再生法において、地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間が5年を超えないものに限るとされていることから、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合、5年ごとの計画の作成等の手続が必要であり、制度を活用する上で負担が大きい。

# 提案内容

## 1 事務の実施主体の見直し

地域来訪者利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付事務は、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地域公共団体の組合が事務主体となれるよう要件の見直しを求める。

## 37 2 活動計画期間の見直し

活動期間が5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。

## 見直しによる効果

地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開の促進、観光サービスの充実等につながる。